

## ○川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付要綱

平成25年3月25日

告示第21号

改正 平成30年3月12日告示第8号

令和2年3月19日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川辺町補助金等交付規則(平成29年川辺町規則第1号)の規定に基づき、地域の環境美化を促進することを目的に自治会又は地域住民が自主的に組織する団体(以下「自治会等」という。)が、その地域の環境美化を促進するためのごみ収納箱設置に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象は、町が収集する燃えるごみステーションとし、自治会等が前条の目的を達成するために実施したごみ収納箱の設置事業のうち、次の各号に該当する自治会等の長(以下「自治会長等」という。)に対して補助金を交付するものとする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金を受けて購入したごみ収納箱の買換えについては、対象としない。

- (1) ごみ収納箱は、家庭から排出される「燃えるごみ収集袋」を一時的に収納する箱で、別表第1に定める設置基準に適合していること。
- (2) ごみ収納箱は、ごみの飛散防止及び鳥獣による散乱防止に効果があるもので、別表第2に定める構造基準に適合していること。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、ごみ収納箱の購入に要した費用の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の交付限度額は4万円とする。

- 2 前項で算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 ごみ収納箱の設置補助については、燃えるごみステーション1箇所につき1回限りとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会長等は、ごみ収納箱購入後から40日以内に川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る補助事業の適正の可否を決定するため、その内容を審査し現地調査を行うものとする。

(補助金の交付決定及び交付請求)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理し、適正であると認めたときは、川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前条の規定により、通知を受けた自治会長等は、川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取り消し)

第6条 町長は、補助対象者が不正な手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(設置者の責務)

第8条 ごみ収納箱を設置した自治会等は、ごみ収納箱の点検及び清掃を行い、その周辺環境が常に良好な状態となるよう管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月12日告示第8号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日告示第30号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

ごみ収納箱の設置基準

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 土地所有者の承諾が取れていることが書面等により明らかなこと。</li><li>2 安全性を確保し、設置すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 風雨等で転倒・移動しないように設置すること。</li><li>(2) 通行の妨げにならないように設置すること。</li></ol></li></ol> |
|---|

(3) 道路敷地内での設置は避けること。

別表第2(第2条関係)

ごみ収納箱の構造基準

- 1 スチール製で表面処理が施され錆びにくく、網状で雨水等が抜けるもの。
- 2 ごみ袋を容易に取り出せるもの。

様式第1号(第4条関係)

川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付申請書

年 月 日

川辺町長 様

申 請 者

自治会等の名称

代表者の住所 川辺町

代表者の氏名

印

電 話 番 号

年度において、下記のとおりごみ収納箱を設置しましたので、川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 場 所	川辺町
2 設置場所の土地 所有者の氏名等	住所 氏名
3 設 置 年 月 日	年 月 日
4 品 名	
5 購 入 金 額	金 円 (消費税込み)
6 購 入 先 名 称	
7 添 付 書 類	(1)土地の使用等に関する承諾書等(写) (2)ごみ収納箱購入の領収書 (会社名・商品名記載のもの) (3)ごみ収納箱設置状況の写真 (4)ごみ収納箱設置場所のわかる図面

様式第2号(第5条関係)

川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 自治会等の名称

代表者の住所

代表者の氏名 様

川辺町長 印

年 月 付けで申請のあった補助金の交付申請については、川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助金の名称	川辺町ごみ収納箱設置事業
2 購入金額	金 円
3 補助金の額	金 円
4 設置年月日	年 月 日
5 条件	ごみ収納箱の定期的な点検及び清掃を行い、常に良好な状態が維持されるように管理しなければならない。

様式第3号(第5条関係)

川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付請求書

年 月 日

川辺町長 様

申 請 者

自治会等の名称

代表者の住所 川辺町

代表者の氏名

印

電 話 番 号

川辺町ごみ収納箱設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定通知日・通知番号

年 月 日 ・ 川辺町指令 第 号

2 請 求 金 額 \_\_\_\_\_ 円

3 振 込 先

金融機関名	( 支店)
預金種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)